

平成 31 年 2 月 14 日

任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 清 家 篤



平成 30 年 7 月豪雨により被災した加入者等にかかる一部負担金等の
免除措置の延長に伴う一部負担金等免除証明書の送付について

平素から私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私学事業団では、これまで平成 30 年 7 月豪雨により被災された任意継続加入者及び被扶養者の一部負担金等の免除措置の期限を平成 31 年 2 月 28 日までとして取り扱ってきたところですが、このたび、被災地の復旧状況を勘案し、免除措置の期限について下記のとおり延長することに決定しました。

つきましては、期限を延長した一部負担金等免除証明書を送付しますのでご査収ください。

記

1. 免除措置の期限を延長する一部負担金等

一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 免除対象者の要件

以下のいずれかに該当すること

- ・住家が全半壊・全半焼・床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者が行方不明となった

3. 延長後の免除措置の期限

平成 31 年 6 月 30 日まで

ただし、任意継続加入者が資格喪失したとき又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、一部負担金等の免除措置ができなくなります。

4. 更新免除証明書の取り扱い

同封の一部負担金等免除証明書は、平成 31 年 3 月 1 日以後、保険医療機関等の窓口で任意継続加入者証又は任意継続加入者被扶養者証とともに提示することで、引き続き、一部負担金等が免除されます。

5. 更新前の免除証明書の取り扱い

更新前的一部負担金等免除証明書(有効期限が平成31年2月28日となっているもの)は、私学事業団に返納してください。

6. 平成31年3月1日以後、保険医療機関等の窓口で任意継続加入者証又は任意継続加入者被扶養者証のみを提示して受診した場合保険医療機関等の窓口では、一部負担金等の支払いが必要となります。

更新後的一部負担金等免除証明書を提示せずに支払った一部負担金等については、還付請求ができますので、「一部負担金等還付請求書」に必要事項を記入し、領収書(原本)を添付のうえ、私学事業団に還付請求の手続きをしてください。

問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部業務部短期給付課

Tel.03-3813-5321 (代表)